

子どもにやさしい “まち”をつくるために



©UNICEF/NYHQ2006-0320/Pirozki
校庭の遊び場で遊ぶ子どもたち（パキスタン）

ユニセフ「子どもにやさしい“まち”」（Child Friendly Cities=CFC）事業は1996年に開催された第2回人間居住会議（HABITAT II）で提唱され、発足しました。HABITAT IIでは「全ての人々が自分の暮らすまちの形成と発展の一助になること、そして、まちが住民に提供する生活の質に、個人的責任を感じずる状態を目指さなければならない」と、されました。この背景には1992年6月にリオデジャネイロで開催された国連地球環境会議での持続可能な開発のための取り組みの一貫としての考え方がありました。その会議の中で子どもの権利条約の推進が提起され、「子どもにやさしい“まち”」事業がネットワーク化されたのでした。この事業の事務局はユニセフのイノチェンティ・リサーチ・センターにあり、世界ではヨーロッパを中心に900の自治体が参加しています。しかし、日本からは川崎市のみが参加している状況です。「子どもにやさしい“まち”」は次の表にある基本をつくり、そして定義を参考にそれぞれのまちが取り組み、子どものみならず全ての人にとって暮らしやすいまちをつくる事業です。

◦ 「子どもにやさしいまち」の基本（構造と活動） ◦

「子どもにやさしいまち」の形成は次の9つの基本（構造と活動）から成り立っている。

1. **子どもの参画**：子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促す。
2. **子どもにやさしい法的枠組み**：子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障する。
3. **都市全体に子どもの権利を保障する施策**：子どもの権利条約に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施する。
4. **子どもの権利部門または調整機構**：子どもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的の仕組みを構築する。
5. **子どもへの影響評価**：子どもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後に子どもへの影響を評価する制度化された手続きが保障される。
6. **子どもに関する予算**：子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障する。
7. **子どもの報告書の定期的発行**：子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障される。
8. **子どもの権利の広報**：大人や子どもに子どもの権利についての認識を高める。
9. **子どものための独自の活動**：子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を促進するために活動しているNGOや独立した人権団体の支援。

※上記はChild Friendly Cities ホームページの内容より千葉大学木下勇教授が翻訳したもの

◦ ユニセフの「子どもにやさしいまち」の定義 ◦

「子どもにやさしいまち」とは子どもの権利を満たすために積極的に取り組むまちのことである。

「子どもにやさしいまち」とは子ども一人一人が下記のことをできるようにするために積極的に取り組むまちである。

- ・ まちの決定に影響を与えられる
- ・ 子どもたちが望む“まち”の在り方に関して意見を言うことができる
- ・ 家族、コミュニティ、社会生活に関わる
- ・ 教育や保健などの基礎的サービスの供与に預かる
- ・ 安全な水や衛生施設を使うことができる
- ・ 搾取、暴力、虐待から守られる
- ・ まちを安全に歩くことができる
- ・ 友達と会い、遊ぶことができる
- ・ 植物や動物のための緑地がある
- ・ 汚染されていない環境で暮らす
- ・ 文化的社会的行事に参加する
- ・ 種族的出身、宗教的理由、あるいは収入の多い少ない、性別、そして障害のあるなしに関わらず、その町の平等な一員としていかなるサービスも受けることができる



Child Friendly Cities ホームページ：
<http://www.childfriendlycities.org/>

上記はChild Friendly Cities ホームページにある、ユニセフの子どもにやさしいまちの定義です。しかし、どのまちもこれと全く同じ指標を持つべきであるということではなく、まちがこの事業に取り組む時の参考として示されています。